

# 産業振興拠点タス再整備事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

産業振興拠点タス再整備事業は、「タス」ビルを新産業振興の拠点と位置づけ、新産業の創出や地場産業との協業・共創を促進させるための機能向上を目的に、国の地方創生拠点整備交付金を活用して施設の改修を行う。

本要領は、産業振興拠点タス再整備事業業務委託の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業概要

(1) 事業名 産業振興拠点タス再整備事業

(2) 発注者 (一財) 置賜地域地場産業振興センター (以下「地場産」という。)

(3) 工事場所 長井市館町北6番27号 タスビル

(4) 再整備概要

「タス再整備基本構想」及び長井市が令和2年度に国の採択を受けた地方創生拠点整備交付金に係る「施設整備計画」の記載内容に基づき再整備を行う。令和3年度の整備箇所は以下のとおり。詳細は別紙「要求水準書」を参照すること。

- ① 1階 ・BOOK ラウンジの新設
  - ・ロビーにコンビニ及びお土産を扱う売店機能の新設
  - ・eスポーツオフィス機能新設
- ② 2階 ・サテライトオフィスの新設
  - ・バンケットホールへの可動スクリーンの新設
- ③ 3階 ・ワーケーション&レンタルオフィスの新設
- ④ 上記に伴う建築設備の更新

(5) 発注形式

設計・施工一括発注方式

(6) 対象業務

本事業の対象業務は次のとおり。

- ① 設計業務及び関連業務
- ② 施工業務
- ③ 工事監理業務

(7) 履行期間

契約締結日から令和4年3月15日(火)までとする。ただし、提案により履行期間を短縮することは差支えない。

(8) 提案上限額

本事業における提案上限額は、488,268,000円とする。

うち、基本設計に係る費用の上限額は8,000,000円。

実施設計・工事監理・建築工事に係る費用の上限額は480,268,000円。

(いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 3 本事業スケジュール

実施内容	実施期間
(1) 公告・公募手続きの開始	令和3年4月27日(火)
(2) 質問書の受付期限	令和3年5月7日(金)
(3) 質問回答日	令和3年5月12日(水)
(4) 参加表明書提出期限	令和3年5月14日(金)
(5) 企画提案書等提出期限	令和3年6月1日(火)
(6) 審査委員会開催予定日	令和3年6月8日(火)
(7) 審査結果の通知	令和3年6月10日(木)
(8) 契約締結	令和3年6月18日(金)
(9) 本事業期間	契約の締結日 ~ 令和4年3月15日(火)

### 4 参加資格及び条件

参加者の構成は、設計・工事監理業者（単体または共同）と施工業者（共同）による共同企業体とし、施工業務を行うものが代表構成員となる。

#### (1) すべての事業者に通ずる資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加表明書等の提出期限の日から選定の日までの期間に、長井市競争入札参加資格者停止要綱（平成24年10月1日施行）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に指定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑤ 令和3年度長井市指名競争入札参加登録において、本事業で担当する業務に関する各業種（「建設工事」、「設計・測量・調査及び建設コンサルタント」等）について参加登録申請書が提出されている者。

ただし、上記の提出が無い場合は、地場産に事前連絡の上、本プロポーザルの参加表明書等の提出期限である令和3年5月14日（金）までに、所定の様式を持参又は郵送して提出すること。

#### (2) 本事業全体を統括する者

- ① 事業統括者及び管理技術者を配置できること。なお、事業統括者及び管理技術者として配置される者は、提案事業者に連続して3ヶ月以上の雇用関係があること。また、管理技術者については、一級建築士の資格を保有すること。

#### (3) 基本・実施設計を担当する者

- ① 山形県内に本店を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録をしている者であること。
- ② 一級建築士の資格を保有する管理技術者を配置できること。なお、管理技術者として配置される者は、提案事業者に連続して3ヶ月以上の雇用関係があること。

③過去 10 年間の中で下記の【実績対象施設】に掲げるいずれかの施設の改修に関する基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

【実績対象施設】

国または地方公共団体（行政組合、事務組合も含む）及びそれに類する団体（独立行政法人等）が所管する施設、または民間が所管する施設で、延床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上のもの

(4) 工事監理を担当する者

- ①山形県内に本店を有する者であること。
- ②一級建築士の資格を保有する管理技術者を配置できること。なお、管理技術者として配置される者は、提案事業者又は協力事業者に連続して3ヶ月以上の雇用関係があること。
- ③過去 10 年間の中で (3) ③の【実績対象施設】に掲げるいずれかの施設の改修に関する工事監理業務を完了した実績を有していること。

(5) 建設工事を担当する者

- ①令和 3・4 年度長井市指名競争入札参加者名簿において、建築一式工事 A ランクに格付けされている者であること。
- ②一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を保有する管理技術者を配置できること。なお、管理技術者として配置される者は、提案事業者に連続して3ヶ月以上の雇用関係があること。
- ③過去 10 年間の中で (3) ③の【実績対象施設】に掲げるいずれかの施設に関する建設工事を完了した実績を有していること。
- ④本工事の業務に対応する資格者を有し、当該業種の主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。

(6) 再委託等

(3) (4) (5) を担当するものは、再委託を行うことができる。再委託に際しては建設業法等関連法規を順守するとともに、「6 企画提案書等の提出-(4) 提出書類-①業務実施方針・実施体制調書」に再委託事業者の体制を明記すること。

## 5 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 3 年 5 月 14 日 (金) 午後 5 時 必着
- (2) 提出先 地場産 総務管理課タス再整備室
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類
  - ①参加表明書 (様式第 1 号、A 4 判)・・・1 部
  - ②会社概要 (様式第 2 号、A 4 判)・・・1 部
  - ③参加資格要件確認書 (様式第 3 号、A 4 判)・・・事業者毎 1 部
  - ④関連事業実績調書 (様式第 4 号、A 4 判)・・・1 部
  - ⑤配置予定技術者調書 (様式第 5 号、A 4 判)・・・1 部
  - ⑥電子データ (CD-R または DVD-R)・・・1 部

※①～⑤の電子データを格納したもの。

参加表明書等の確認結果については、地場産にて確認を行った後、速やかにプロポーザル参加希望者に対して電子メールにて通知する。

## 6 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年6月1日(火)午後5時 必着
- (2) 提出先 「5 参加表明書等の提出」の提出先と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 ①業務実施方針・実施体制調書(様式第6号、A3判)・・・8部  
②企画提案書(A3判様式任意)・・・8部  
※詳細は「7 企画提案書に関する留意事項」に記載。  
③業務工程表(A3判様式任意)・・・8部  
※A3判横書き片面印刷1枚とする。  
④見積書及び積算内訳書(A4判様式任意)・・・1部  
※履行期間内に本事業内容を実施するための費用について作成する。金額は消費税抜きの金額を記入すること。  
⑤電子データ(CD-RまたはDVD-R)・・・1部  
※①～④の電子データを格納したもの。
- (5) 留意事項
  - ・(4)提出書類を郵送により提出する場合、不測の事態に備え、配達記録郵便の利用又は電話若しくは電子メールによる着信確認を行うなどの対策を講じること。なお、不達及び遅配を原因として提案事業者に不利益が生じても、地場産はその責任を一切負わない。
  - ・必要書類は、地場産に提出した後でも、提出期限までは自由に差替え(追加・削除含む。以下同じ)ができるものとする。その場合は、提出済みの必要書類を回収し、あらためて提出期限までに提出すること(提出期限の延長は行わない)。
  - ・提出期限を過ぎた後は、提出された必要書類の差替えは認めず、返却も行わない。
  - ・必要書類に係るすべての著作権は、本プロポーザルの終了をもって提案事業者から地場産に譲渡されるものとする。それまでは原則として提案事業者に帰属するものとし、地場産は提案事業者に無断で必要書類を本プロポーザルに係る業務(審査及び説明のための複写等含む)以外に使用しないこととする。

## 7 企画提案書に関する留意事項

「6 企画提案書等の提出- (4) 提出書類-②企画提案書」に関しては以下の点に留意すること。

- (1) A3判横書き様式任意とし、印刷は片面印刷とすること。
- (2) 枚数は1枚以上20枚以内とし、説明時間(20分)を鑑み簡潔にまとめること。
- (3) 提案概要を1ページにまとめた概要ページを企画提案書の1ページ目に設けること。それ以外のレイアウト及び図表等の挿入は自由とする。
- (4) 提案に係る【テーマ】は以下の4つとする。
  - ①要求水準書の機能をもれなく適切に実現させるための提案
  - ②利用者の快適性・使いやすさを向上させるための提案
  - ③建設工事費の縮減、ライフサイクルコストの縮減及び工期短縮の手法
  - ④その他独自提案
- (5) 【任意提案事項】 審査対象とはしないが、令和4年度以降も含めたタス再整備事業の提案内容を

盛り込むことも可とする。

## 8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次に従って行うこと。ただし、質問内容は必要書類並びに本事業実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和3年5月7日(金)午後5時 必着
- (2) 提出先 「5 参加表明書等の提出」の提出先と同じ
- (3) 提出方法 質問書(様式第7号)を電子メールにより提出し、その後、必ず電話にて着信の確認を行うこと。なお、電話等のその他の方法による質問には対応しない。
- (4) 回答方法 令和3年5月12日(水)までに、電子メールで回答する。

## 9 提案事業者の審査等

### (1) 審査委員会の開催

提出書類を適切に審査・評価するため、地場産、長井市、長井商工会議所及び学識経験者で構成する「産業振興拠点タス再整備事業プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を開催し、提案事業者に対し直接ヒアリング審査を実施する。

- ①実施予定日 令和3年6月8日(火) 予定
- ②実施場所 タス予定
- ③実施方法
  - ・1事業者あたり40分(説明20分、質疑20分)を予定
  - ・ヒアリング審査は、提出された書類を用いて行うことを基本とするが、地場産が準備するスクリーン及びプロジェクターを用いて、提出した資料のデータを投影することは可とする。その際用いるパソコン等の機器及びデータは提案者が持参すること。
  - ・出席者は6名以内とする。
  - ・ヒアリング審査の日時・場所等詳細は、別途通知する。
- ④その他 審査委員会は非公開とする。

### (2) 審査等

審査委員会においては、別表 審査基準表の審査項目 項番1～8により評価(採点)する。基準点は満点の6割とし、ヒアリング審査に出席した審査委員が評価した点数の合計が基準点を上回った事業者のうち、最高得点を獲得した提案事業者を優先交渉権者として特定する。ただし、最高評価点数が複数ある場合は、該当者のくじ引きにより特定する。なお、最高評価点を獲得した事業者が失格となった場合等は最高評価次に次ぐ評価点を獲得した事業者を次点優先交渉権者として特定する。

### (3) 契約の締結

地場産と優先交渉権者として特定した事業者との間で業務内容やリスク分担等詳細に係る契約締結交渉を行った後、本事業に係る契約を締結する。

### (4) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表

するものとする。

#### 10 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合には、必要書類を無効とする。

- (1) 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 必要書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領2(8)に示す提案上限額の上限を超えた場合
- (4) 提案事業者又は協力事業者が本実施要領4に示す要件を欠くこととなった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

#### 11 その他

- ・ 提出書類の作成・提出やヒアリング審査への参加等、本プロポーザルに要する費用については、その一切を提案事業者の負担とする。
- ・ 要求水準書は本事業に対する地場産の考えをまとめたものであり、契約締結交渉にあたり、地場産・事業者において内容を十分に確認すること。

#### 12 添付資料

- ・ 要求水準書
- ・ 参加表明書(様式第1号)
- ・ 会社概要(様式第2号)
- ・ 参加資格要件確認書(様式第3号)
- ・ 関連事業実績調書(様式第4号)
- ・ 配置予定技術者調書(様式第5号)
- ・ 業務実施方針・実施体制調書(様式第6号)
- ・ 質問書(様式第7号)
- ・ 地域再生計画「産業振興拠点タス再整備計画」

#### 13 閲覧図書

- ・ 「タス再整備基本構想」
  - ・ 「令和2年度第3次補正 地方創生拠点整備交付金 施設整備計画」
  - ・ 竣工図
- 閲覧の期間はいずれも令和3年5月31日(月)までとする。

#### 14 書類提出、閲覧場所及び問い合わせ先

(一財) 置賜地域地場産業振興センター 総務管理課タス再整備室  
〒993-0011 山形県長井市館町北6番27号  
電話番号 0238-88-1815  
FAX 0238-88-1854  
電子メール tas.saiseibi@jibasan.com

別表 審査基準表

項番	審査項目		審査基準	委員一人あたりの 点数
1	企業実績	会社概要（様式第2号） 関連事業実績調書（様式第4号）	技術者数、業務実績	5
2	配置予定技術者	配置予定技術者調書 （様式第5号）	配置予定技術者の実績	5
3	業務実施方針	業務実施方針・実施体制調書 （様式第6号）	業務の理解度、実施手順 の妥当性、取組体制の適 確性	5
4	業務実施体制		実施体制、人員配置の妥 当性	5
5	企画提案書	（任意様式） テーマ：要求水準書に示した施 設の機能を実現させるため、以 下3つのテーマについて提案す ること。 【テーマ】 ①要求水準書の機能をもれなく適 切に実現させるための提案 ②利用者の快適性・使いやすさ を向上させるための提案 ③建設工事費の縮減、ライフサ イクルコストの縮減及び工期 短縮の手法 ④その他独自提案	業務的的確性、実現性、 経済合理性、独自性	①15 ②10 ③10 ④5
6	業務工程表	業務工程表（任意様式）	工程の実現性、妥当性	10
7	ヒアリング		説明、質疑、取組意欲	20
8	提案価格	見積書及び積算内訳書（任意様 式）	10×（参加業者中最低提 案価格／当該業者提案 価格）	10
計				100